

ひとり親家庭の状況と現状のひとり親福祉施策の課題について

特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ

理事長 赤石千衣子

傍聴・委員会参加について
東京都の調査協力について

全般的に東京都に住むひとり親の状況を考えると、家賃は高いものの、非正規ではあるが就労チャンスは多く、児童育成手当もあること、施策があっても利用できないという状況が少ない、という中ではひとり親の状況はややましだと感じています。しかし新たな困難も生まれています。具体的な指標（たとえば貧困率）などはわからないがそういう印象はある。

当団体の活動内容：リーフレット参照

相談（グループ相談会・ほっとサロン、電話相談、メール相談）

交流事業（交流会、会員ML）

子ども支援 学習支援、野外活動支援 食料支援

調査研究出版事業

1、ひとり親家庭の現状について 特に貧困率の高さと具体的状況について

・最近の傾向としては、子どもが妊娠中あるいはゼロ歳のころから別居離婚となる方の相談が多い。（ひとり親家庭支援の分野ではないが）産後クライシス対策を行うことが重要。

・DV被害後のメンタルな問題を抱え、タイミングを逸し就労に結びついていない方もいる。

・児童虐待の通報を恐れて公的機関につながれず、民間団体に相談してきてくださる方も多い

・面会交流の悩みが多い 別居中から調停中、離婚後もDVモラハラ／生活も不安定 面会支援が必要

DV被害を過小評価しないこと、生活支援が重要、面会交流のインフラ整備が必要

・メンタルにも病んでおり風俗やキャバクラで働いているママが福祉施策につながっていない
信頼関係をつくりながらいねいな支援が必要。

・10代ママが何年も経って情報を探す力をつけて、相談にアクセスしてくる例もある。以前からの支援は？

・震災で避難（自主避難、避難）しているシングルマザー 仕事、子育て、周囲との関係（孤立）、DV等々の困難が持続している方が多い。PS事業は今年度で支援が終了するのが悩み。

会員に改めて東京都の施策について聞いたところ

・都営住宅を増やしてほしい

・チャレンジサポートを生活保護家庭も利用させてほしい

- ・保育園の待機児童問題を解決してほしい（働けない、幼稚園で困る）
 - ・日常生活支援の家事支援を増やしてほしい
 - ・寡婦控除のみなし適用を拡大してほしい（都営住宅、各区市の保育料等）
 - ・困難期 ①離婚などひとり親になる前後
 - ②子ども思春期～教育費の準備 進路支援、教育費準備情報、親と子どもへの別の支援
 - ②のほうの支援が薄い。 『教育費準備サバイバル読本』キッズドアと連携して作成
- http://kidsdoor-fukko.net/readiness_for_education.pdf

また母子家庭に育った子どもたちの中にひとり立ちがむずかしい子どももいるので、若者サポートステーションなどにつながりながらゆるく支援を続けています。

また、困難を抱えるママの中に、困難を繰り返す方もいらして人間関係についてのプログラムなどが必要だと感じます。

私たちの団体が貢献できること

- ・電話相談事業、個別相談
- ・区市町村単位でセミナーと相談会（子どもプログラム併設）を開催し孤立防止（児童扶養手当現況届時に広報）
- ・グループ相談会、ほっとサロン事業 各地の展開を要望
- ・相談員養成

2、ひとり親家庭の支援の在り方の方向性

（1） 就業支援

ずっと非正規という人がこれから中心となる可能性が高い。

- ・高等技能訓練促進費制度
看護師資格を取得する方、実習などで子育て支援が必要、資格取得後のWLBはかなり困難が伴う
- ・在宅就労支援
コストと効果について検証が必要である。ダブルワークを防いでいるか 教育費を稼げているか
10分の10 予算のメリット
- ・望まれる支援として高校卒業資格取得支援
定時制、通信に通う支援 例 山吹高校の託児室
特別のプログラムや手当など設定できないだろうか。

（2） 相談体制の整備

相談員の身分保障 嘱託（5年で雇止め）でない保障の必要性 部内での連携がなく孤立も多い
専門性 研修・資格

今後父子家庭相談を受ける場合のDV被害者の相談との切り分け、相談に来られなくなる人がいない

(3) 子育て支援等

保育園の待機児童 働けない 求職中 ジョブパークの一時預かり (京都府)
幼稚園に預ける親が多くなっているが、夏休みなどで困っている方も多い。
病児保育 フローレンスの利用券などの枠組み
ホームヘルパーサービスの活用 家事支援 残業対応 周知度が低い 活用が必要
ショートステイ 周知の向上と手続きを簡単に
教育支援 チャレンジサポート
DV被害を受けた親子の支援プログラム
虐待に関して
ひとり親家庭の子どもたちへのプログラム開発と実施

(4) 経済的支援

- ・児童扶養手当
郵送による現況届提出が望ましい 未婚母への対応等にいてねいさが欠ける例もある
2人目3人目の加算の充実があればよい
支援のハブになっていることを意識したい
- ・児童育成手当 非常に重要
- ・生活保護に至らない母子家庭の困窮
- ・貸付金 教育資金について 説明会のようなものは開けないか
債権回収 債権の状況 取り立て方法が過酷にならないような注意 債権放棄はないか

(5) 情報の周知

戸籍課から児童扶養手当などひとり親施策を周知する流れをつくること。

離婚の場合

未婚・非婚母子への情報として、母子健康手帳を渡す際に別ずり施策周知はできないか
施策の一覧がある「ひとり親家庭のしおり」を再発行（「ひとり親家庭サポートガイド」より）
SNSの活用 メルマガ（はあとのメルマガは効果的） ツイッターも利用者を増やしたい
アプリがあればなおいい
窓口対応の向上 研修マニュアルなど作成

(6) 連携

部内の連携
法テラス

3、母子寡婦福祉法の改正に伴う措置について

東京都の委託事業は東京都母子寡婦福祉協議会 1 団体となっているが、法制度上はNPO団体も可能となった。

現在の事業内容に大きく問題があるとは思わないが論理的には、委託の可能性のある団体に委託の仕様書や申込みの情報提供を契約可能な期間において契約更新時に情報提供をすべきである。(各都道府県のモデルとなってほしい。)

そのためには可能性のある団体を把握していることが必要となるが可能か。あるいは、公開とすべき。また各団体の得意分野があると思うのでそれぞれを生かすような複線的な委託があれば望ましい。